

入札談合等関与行為 防止法について

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による
入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

- **入札談合等関与行為防止法の制定及び平成 18 年の改正の経緯**

入札談合等関与行為防止法は、国・地方公共団体等の職員が入札談合に関与する、いわゆる官製談合を防止するために、平成 14 年 7 月に議員立法により制定され、平成 15 年 1 月から施行されました。

同法施行後、岩見沢市、新潟市、日本道路公団の入札談合事件において、本法に基づき、公正取引委員会が改善措置要求を行ったほか、刑法の競売入札妨害罪・談合罪で発注機関側が摘発される事例も生じる等、いわゆる官製談合事件が、国、地方問わず多くみられる状況が続いたことを踏まえ、平成 18 年 12 月、発注機関職員に対する刑事罰の導入、入札談合等関与行為の範囲の拡大、法適用対象となる発注機関の拡大等を内容とする改正が行われ、平成 19 年 3 月 14 日から施行されています。

公正取引委員会

入札談合等関与行為防止法の概要

- **入札談合等関与行為防止法が対象とする発注機関（第2条第1項、第2項、第3項）**
本法が対象としている発注機関は、以下のとおりです。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人
- ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令により、日本電信電話（株）及び日本郵政（株）を除く。）

- **入札談合等関与行為に該当する行為（第2条第5項）**

本法では、入札談合等（入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が行う独占禁止法に違反する行為（第2条第4項））に関与する行為として、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏洩、④特定の入札談合の幫助の4類型を、第2条第5項第1号から第4号までにおいて定めています。

【入札談合等関与行為の典型事例】

- ① **談合の明示的な指示**（第1号：「事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。」）
・発注担当職員が事業者の会合に出席し、事業者ごとの年間受注目標額を提示し、その目標を達成するよう調整を指示
- ② **受注者に関する意向の表明**（第2号：「契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。」）
・事業者の働きかけに応じ、発注担当職員が受注者を指名、あるいは発注担当職員が受注を希望する事業者名を教示
- ③ **発注に係る秘密情報の漏洩**（第3号：「入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。」）
・事業者の働きかけに応じて、本来、事業者に対して公開していない予定価格を漏洩
・第三者の求めに応じて、本来公開していない予定価格を漏洩
- ④ **特定の入札談合の幫助**（第4号：「特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。」）
・指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名すること
・事業者の作成した割付表を承認し、入札談合を容易にする行為
・分割発注の実施や発注基準を引き下げるなど発注方法を変更し、入札談合を幫助する行為

入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行った事例

岩見沢市長に対する改善措置要求（平成15年1月30日）

【関与行為の概要】

岩見沢市の職員は、同市が発注する建設工事について、

- ① 反復、継続して、入札執行前に、同市の幹部の承認又は示唆の下に、個別工事ごとに、落札予定者を選定し、
- ② 落札予定者の名称及び秘密として管理されている工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示していました。

【該当条項等】

①・②の行為は、法第2条第5項第1号に該当するとともに、②のうち落札予定者の名称を教示していた行為は法第2条第5項第2号に該当し、秘密として管理されている工事の設計金額等を教示していた行為は、法第2条第5項第3号に該当します。

新潟市長に対する改善措置要求（平成16年7月28日）

【関与行為の概要】

新潟市の職員は、同市が発注する推進工事、開削工事及び建築工事について、これらの工事の競争入札の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて、継続的に、秘密として管理されている当該工事の設計金額を入札執行前に教示していました。

また、同市発注の推進工事及び開削工事の入札参加業者の一部の者に、同市下水道部下水道建設課が起案した秘密として管理されている請負工事等指名委員会提出案件説明資料の写しが継続的に流出していました。

【該当条項等】

前記の行為は、いずれも法第2条第5項第3号に該当します。

日本道路公団総裁に対する改善措置要求（平成17年9月29日）

【関与行為の概要】

日本道路公団の役員及び職員は、同公団が発注する鋼橋上部工工事について、

- ① 同公団の役員（以下「公団役員」という。）は、同公団の退職者（以下「OB」という。）が競争入札の落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け、その都度その内容を承認するとともに、当該割付表を有料道路部へ提出させ、同部でこれを保管していました。

という。）が競争入札の落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け、その都度その内容を承認するとともに、当該割付表を有料道路部へ提出させ、同部でこれを保管していました。

- ② 公団役員は、OBからの要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させました。また、公団役員のうち1名は、当初発注を予定していた鋼橋上部工工事を発注しなくなったことから、OBからの要請を受け、別の鋼橋上部工工事を前倒し発注させました。
- ③ 公団役員のうち1名は、OBからの要請を受け、鋼橋上部工工事の共同企業体方式による発注基準を従来の15億円以上から10億円以上に引き下げさせました。
- ④ また、同公団の職員は、同公団の退職者の要請に基づき、鋼橋上部工工事の工事名、鋼重量、発注予定時期等の秘密として管理されている未公表情報を教示する等していました。

【該当条項等】

①、②及び③の行為は、いずれも入札談合を継続させることによって公団退職者の再就職先を確保する目的をもって行われたものであり、①の行為は、OBによる落札予定者選定に基づく入札談合を公団役員が承認するとともに、公団が割付表の内容を承認したとの体裁を取り、これを受けて事業者による受注予定者決定がなされたものであり、②及び③の行為は、OBによる落札予定者選定を容易にするものであって、これらは単に入札談合を黙認・追認していたにとどまらず、事業者に入札談合を行わせたものと認められ、法第2条第5項第1号に該当し、④の行為は、法第2条第5項第3号に該当します。

国土交通大臣に対する改善措置要求（平成19年3月8日）

【関与行為の概要】

国土交通省の職員は、同省が各地方整備局において発注する水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を、受注調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者に示していました。

【該当条項等】

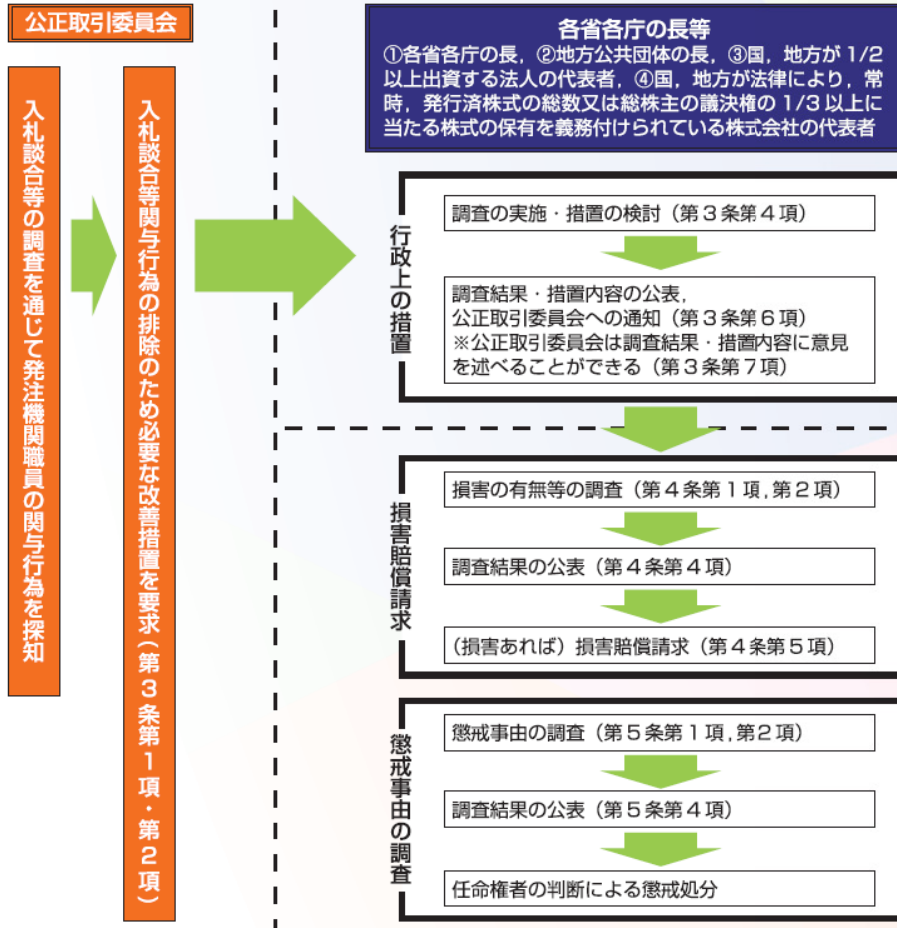
前記の行為は、法第2条第5項第2号に該当します。

入札談合等関与行為防止法についてのQ&A

● 公正取引委員会による改善措置要求等（第3条、第4条、第5条）

発注機関の職員が、入札談合等に一定の関与をする「入札談合等関与行為」を行ったと認められる場合、入札談合等関与行為防止法に基づき、公正取引委員会は、発注機関の長に対して改善措置を要求することになります。改善措置要求を受けた発注機関は、必要な調査を行い、入札談合等関与行為を排除するための改善措置を講じなければなりません。

〔改善措置要求等の流れ〕



● 職員に対する刑罰規定（第8条）

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、談合を唆すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処されることになります。

Q₁ 国務大臣や地方公共団体の首長が入札談合等関与行為を行った場合も、本法の対象になるのですか。

A 本法第2条第5項の「職員」には、国務大臣や地方公共団体の首長も含まれます。このため、国務大臣や地方公共団体の首長が、本法第2条第5項第1号から4号までのいずれかに該当する行為を行った場合には、公正取引委員会の改善措置要求の対象となり、実際に改善措置要求があれば発注機関として調査を開始しなければなりません。また、刑罰についても、同様に対象となります。

Q₂ 「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」には、どのような契約方法が含まれるのですか。

A 「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」には、一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額だけを比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）が含まれます。このような形態の随意契約は、実質的に競争入札と変わるところがなく、公正取引委員会においても従来から指名見積り合わせに係る事件を入札談合事件の一類型として扱っています。

Q₃ 発注機関職員が、入札等の公正を害する行為を行った場合、刑罰規定が適用されますが、具体的にどのような行為が該当するのでしょうか。

A 発注機関職員が、事業者に対し、談合を行うよう唆すことや予定価格等の入札に関する秘密情報を漏洩するほか、特定の者に落札させるように落札予定者を指名することや、指名競争入札において、談合に応じる業者のみを指名する行為などが処罰されることになります。

Q₄ 刑罰規定と入札談合等関与行為との間にはどのような関係があるのですか。

A 入札談合等関与行為の類型と本刑罰規定における入札の公正を害すべき行為との異同については、「入札談合等関与行為」は独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する行為に関与するものであることが必要ですが、職員による入札等の妨害の罪は、入札等の公正を害すべき行為であれば足り、独占禁止法違反があることは必要ありません。

また、「入札談合等関与行為」は、①入札談合等を行わせること、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏洩、及び④入札談合等を容易にする目的での補助行為の4類型が定められており、行為類型ごとに規定されていますが、職員による入札等の妨害の罪は、公務員等が、職務に反し、談合を唆すこと等により、入札等の公正を害すべき行為を行うことが処罰の対象となっており、行為類型が4つに制限されているわけではありません。

問い合わせ先

公正取引委員会事務局 経済取引局総務課

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

TEL 03-3581-5471 (代表) ホームページアドレス <http://www.jftc.go.jp>